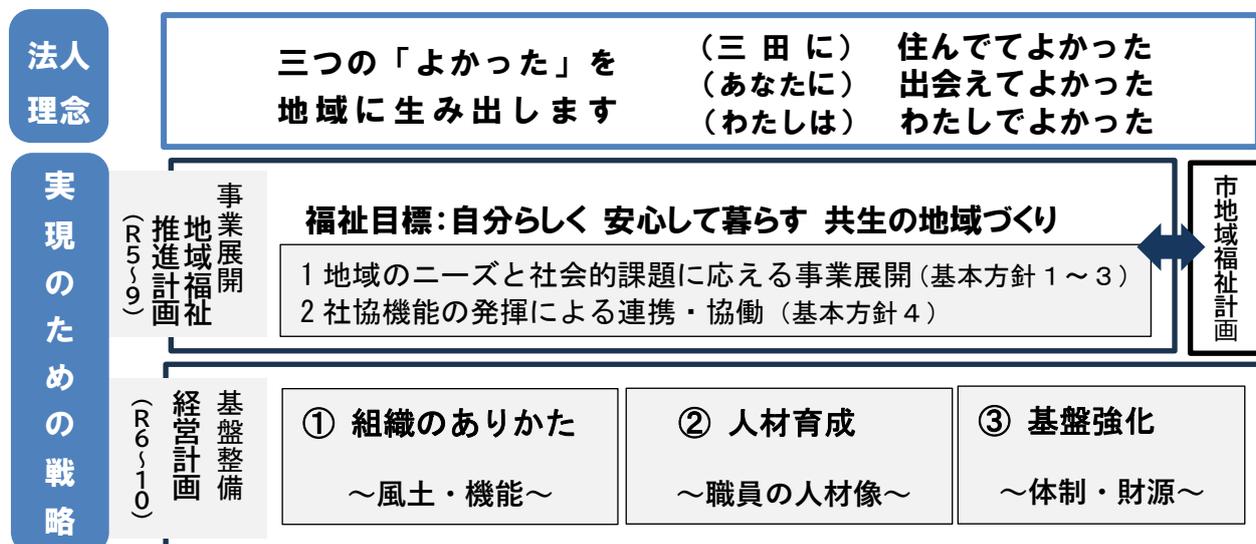


## 令和7年度 社会福祉法人三田市社会福祉協議会 事業計画

三田市においては高齢化率が30%を超過し、急激な「直下高齢化」に直面しています。また、社会の複雑化・多様化に伴い「8050問題」、ひきこもりやヤングケアラー等の事案も顕著化しています。さらに、福祉事業においても他業種同様、或いはそれ以上に担い手が不足しており、介護サービスをはじめとする福祉事業の継続が危ぶまれているところです。三田市社会福祉協議会では、令和5年度から9年度の5年間の計画期間とする「第3次地域福祉推進計画」を策定し、課題解決に向けた取組みを進めています。その福祉目標は、「自分らしく 安心して暮らす 共生の地域づくり」であり、4つの基本方針（『誰もが「認め合う」安心な地域づくり』『多様な力がつながり、協働する仕組みづくり』『SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり』『地域福祉を進める基盤づくり』）を基盤として、様々な取組みを行っています。

計画3年度である今年度は、過去2年間の取組み状況を踏まえ、地域の様々な団体・関係機関の皆さまとの連携を一層重視し「顔の見える関係」を作りながら、①個人の権利が尊重される地域における暮らしの実現 ②地域の特性に応じた世代間や住民間交流・多様な主体が協働する場の創出 ③あらゆる相談を受け止め、解決に繋げる信頼される総合相談 の3つの視点を持ち、法人理念に掲げる「よかった」を暮らしの中で実感できるよう、基本方針ごとに事業を整理して実施してまいります。あわせて法人運営の安定化と持続可能性を確保するため経営改善に取り組めます。

これらの活動にあたっては、まず当会の役職員が事業目的を共有し「チーム社協」のもと、地域の皆さまとともに事業推進に取り組んでまいります。また当会の存在意義が地域福祉の推進を図ること（社会福祉法第109条）であることを意識し、社会福祉協議会が住民協議体であることを踏まえ、住民のみなさまや福祉団体・事業所のみなさま、市行政等と連携、協働しながら全員参加の社協活動に取り組んでまいります。



# 三田市社会福祉協議会第3次地域福祉推進計画の推進

計画の推進に向けては、当事者・地域住民・事業者など多様な主体の参加と役割の発揮、協働によって取り組みを進めます(計画推進期間:令和5年度～令和9年度)

## 福祉目標

自分らしくく  
安心して暮らす  
共生の地域づくり

## 基本方針

1

### 誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別・国籍、障害のある・なしにかかわらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が生きる地域づくりをすすめます。

2

### 多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

3

### SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

4

### 地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

令和7年度事業計画は、地域福祉活動の推進指針である、第3次地域福祉推進計画の、年次計画として取り組みます。

## 活動目標

## 活動項目

① 互いが尊重される 地域づくり	ア 循環型福祉学習の推進 イ 当事者活動の推進
② 参加しやすい・参加したくなる 多様な場づくり	ア サロン・居場所など多様で身近な場づくりの推進 イ 地域福祉活動・ボランティア活動の促進
③ SOSが出しやすい 地域づくり	ア 孤立を防ぐ「つながり」「見守り」「支え合い」 の推進 イ 情報発信の充実
① 多様な力と共感が交わる きっかけづくり	ア 住民・専門職・事業所など多様な主体が会い つなげる機会づくり
② 力の循環を促進する 「拠点と人」づくりの推進	ア 人が集い交わる拠点の強化 イ コーディネート機能の強化
③ つながりで築くケアの推進	ア 暮らしを支える協働ケアの仕組みづくり
① まるごと受け止め みんなで支えるチームづくり (包括的相談支援体制の推進)	ア (見逃さない)「気づく」 イ (こぼさない)「受け止める」 ウ (はなさない)「解決をささえる」
② 権利擁護支援体制の促進	ア 一人ひとりの権利が大切にされる支援の推進
① 社会福祉協議会の機能強化	ア 住民主体の協議体機能の促進 イ 中間支援機能の強化 ウ 活動財源の確保
② 計画推進の仕組みづくり	ア 地域福祉推進計画の推進 イ 地域福祉推進計画の進捗管理・評価
③ 住民主体の活動圏域の形成	ア 地域の力が結集される住民主体の活動圏域の 検討・推進

# 基本方針 1 誰もが『認め合う』安心な地域づくり

年齢・性別や国籍、障害のある・なしに関わらず、互いの多様性に理解を深め、「地域を共に創る人」として、大切にされ、一人ひとりの力が活きる地域づくりをすすめます。

多世代共生・地域共生社会  
=誰も孤立しない地域

## 1. 互いが尊重される地域づくり



### 障害者の地域自立生活の支援(地域生活の推進)

社協の身体障害者デイサービス(市受託)利用者が自らの望む生活を送るために、利用者とその家族、関係機関が参加する、本人を中心とした個別支援計画会議を開催し、利用者へのエンパワメント(自己決定や自己実現などをサポート)を図ります。

特に災害時においては、近隣との助け合いが必要となる中で、地域での関係づくりの支援も併せて行います。

[052 身体障害者デイサービス事業 59,632,000円]

## 2. 参加しやすい・参加したくなる多様な場づくり

### 地域福祉活動・ボランティア活動の推進



ニーズの多様化や担い手の不足などの解決に向け、地域福祉活動やボランティア活動を広く市民に啓発し、時代や世代に応じた新たな活動者の育成に取り組むだけでなく、既存の活動や資源がつながり、協働することで活動が促進される機会づくりや、そのサポートに取り組みます。

[111 地域福祉活動支援事業(内) 1,143,000円・161 善意銀行事業(内) 57,000円]

## 3. SOSが出しやすい地域づくり

### 多様な「つどい場」づくりの支援(共生の居場所づくりの推進)



近年の少子高齢化と社会情勢変化や生活形態の変化は、地域の担い手不足だけでなく、生きづらさや困りごとを抱える人の福祉課題を多様にし、社会的孤立を深刻化させています。

これに対して、気軽にSOSを発信できることや、まわりが早期に気づくことができる環境や機会が日常の身近な場にあることが重要となっています。そのために身近な地域で集える場への参加促進を図るため、広報啓発を行います。さらに、社会変化を踏まえ、従前より中心としてきた同世代でのつながりだけでなく、幅広い対象・世代間との出会いとつながりにより、一層の“SOSに気づきやすい”環境づくりと次世代の担い手育成のきっかけへとつながるよう多世代型・共生型の居場所づくりの推進を図ります。

[111 地域福祉事業(内) 297,000円・071 シニア・ユースひろば事業(内) 185,000円]

# 基本方針2 多様な力がつながり、協働する仕組みづくり

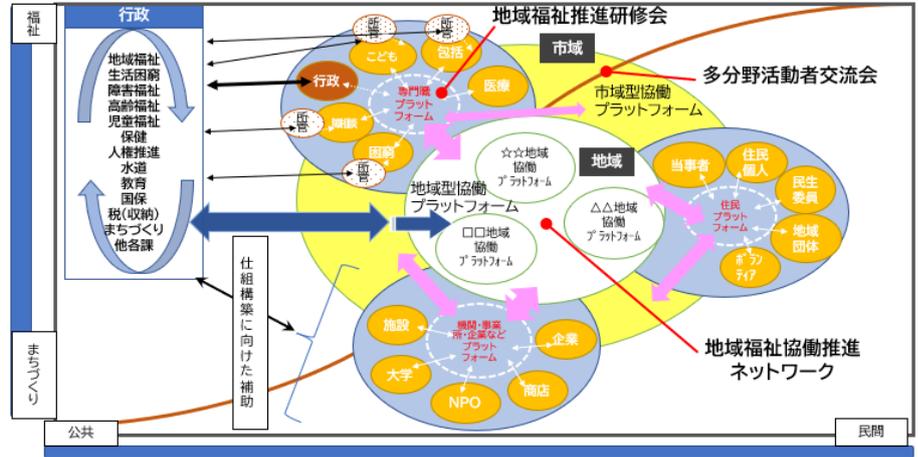
既存の対象や分野によるつながりや方法に限らず、多様な力が柔軟につながることで、地域福祉推進のさらなる活性化をすすめます。

## 多様な主体間のネットワーク

### 1. 多様な力と共感が交わるきっかけづくり

#### プラットフォームの充実

「住民が抱える生きづらさ・困りごと、課題をどうしたら解決していただけるか」について、分野、職種を横断した、多様な機関や団体が協議・協働するためのきっかけづくりや働きかけを重層的かつ多面的に進めていくことで、三田市全体での地域福祉推進力を高めていきます。



▲分野別ネットワークの充実／民間・団体福祉ネットワークの充実  
分野横断型多機関協働(ネットワークによる協働の場＝プラットフォームの機能促進)と体制構築の推進

### 2. 力の循環を促進する「拠点と人」づくりの推進

#### 中間就労の環境整備(場づくり、サポーター・人づくり)

ひきこもり状態にある方や障害のある人等の中で、段階的な就労を考えている方が活躍できる機会をつくるための検討を農業関係者、企業・事業所などと進めます。

そのサポートは、権利擁護サポーター(基本方針1・3参照)等が担います。

[092 生活困窮者自立支援事業(内) 13,000円・161 善意銀行事業(内) 17,000円]

### 3. つながりで築くケアの推進

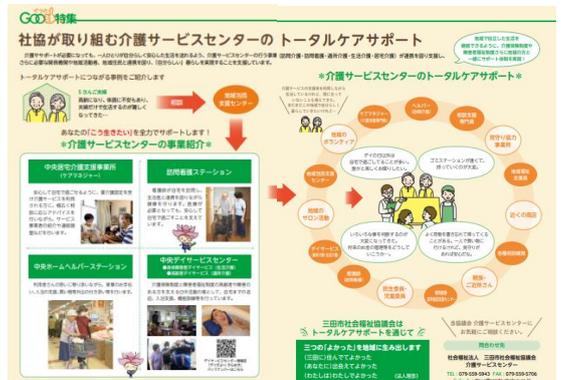
#### 共生型デイサービス等の研究

65歳で原則として障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際、支援内容や時間数が増えたり、生活を維持するために必要な支援の利用が難しくなったり、費用の増加による経済的負担が生じる場合があります。年齢による制度の変化があっても、暮らしの安心を保ち、可能な限り生活環境が変化しないよう、先進的取組をされている事業所の支援方法や生活の質に対する効果などを研究していきます。

【※法人内連携・協働事業】

【関連プログラム】・トータルケアサポートの推進

さんだ社協だより令和6年11月号で紹介▶



介護やサポートが必要になっても、一人ひとりが自分らしく安心した生活を送れるよう、介護サービスセンターの行う事業に併せて必要な関係機関や地域活動者、地域住民と連携を図り、「自分らしい」暮らしを実現することを支援します。

団体・組織の取組を側面的にサポートします▶

【経理区分 番号/事業名/事業経費 (P10)】

# 基本方針3 SOSをまるごと受け止め、支える体制づくり

障害者・高齢者・子どもなどの制度の支援対象だけでなく、一人ひとりの「安心」につながるよう、SOSが見逃されない体制づくりを進めます。

## 相談支援／権利擁護体制づくり

### 1. まるごと受け止め、みんなで支えるチームづくり(包括的相談支援体制の推進)

#### 総合相談支援体制の構築・民間福祉・団体/分野別ネットワークの促進支援

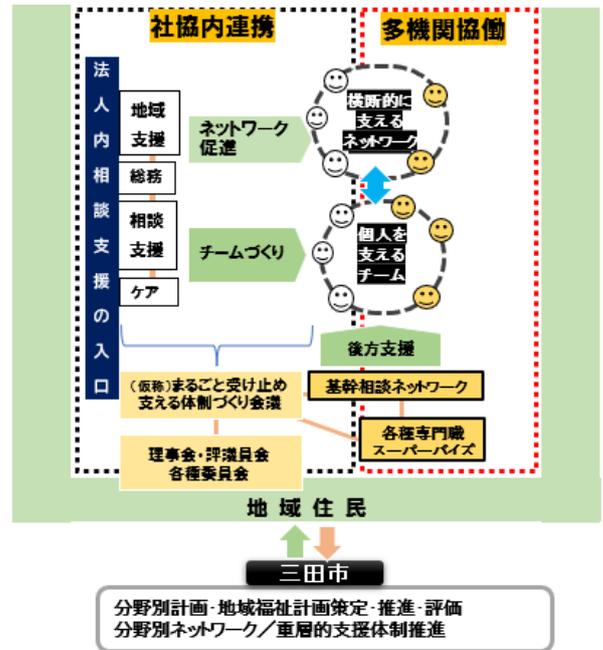
職員一人ひとりが参画する社協内の「困りごとを把握する」体制整備及び多機関との協働による総合相談体制の構築に向けた取り組みを継続します。

また、複雑・困難化する相談やSOSを受け止められる仕組みづくりに向けて、相談ごとの解決を横断的に支える民間福祉・団体ネットワークや、地域包括支援センターが構築する分野別ネットワークの促進支援も継続します。

【※法人内連携・協働事業】

#### 【関連プログラム】

- ・地域福祉推進研修会(専門職)の開催(R5~)
- ・子ども支援者ネットワークの推進
- ・ほっとかへんネットワーカーの配置(R5~)
- ・貸付利用者へのニーズ調査(R6~)



▲ 社協がすすめる総合相談支援体制イメージ

### 2. 権利擁護支援体制の促進

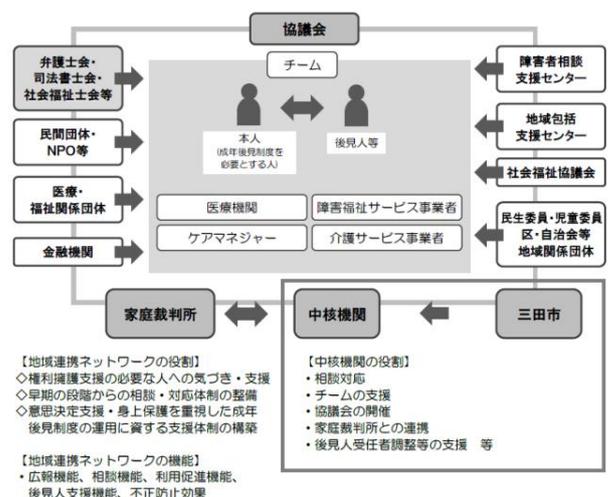
#### 権利擁護支援体制整備の構築支援

令和5年11月に市権利擁護・成年後見支援センター(市受託)が、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として位置づけられ、相談窓口の運営や関連研修の実施など取り組みを推進してきました。今年度も市・関係機関と協働して、成年後見制度利用促進にとどまらない権利擁護支援体制の構築支援を行います。

【093 権利擁護・成年後見支援センター運営事業 14,065,000円】

#### 【関連プログラム】

- ・身寄りのない人の支援ネットワークのあり方・終活プログラムメニュー研究(R6~)
- ・三田市権利擁護サポーターの養成・運営(R4~ 登録者13名:養成講座をR4・R6実施)



▲ 権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ

社協が、中心となりすすめます

他団体とのパートナーシップによる協働ですすめます

## 基本方針 4 地域福祉を進める基盤づくり

社協の中間支援機能をはじめとする組織力の強化と、地域の住民や専門職・関係機関、あらゆる主体の協働力が発揮される基盤づくりをすすめます。

### 社協機能と組織づくり／活動の活性化

#### 1. 社会福祉協議会の機能強化

##### 持続可能な組織経営に向けて



法人の財政状況においては、介護保険、障害福祉サービス等の事業収益を上回る法人経費が見込まれ、長期に渡る赤字体質の解消には至っていません。これを重大な危機と捉え、あらゆる経費に目を向けるなか、職員の福利厚生事業等の一部経費についても見直しを図っています。その一方で新たな人材の確保、定着に向けては最優先に財源確保を行い、地域福祉の推進、また経営基盤を担う職員人材の育成強化を図ります。

[※法人内連携・協働事業]

#### 2. 計画推進の仕組みづくり

##### 地域福祉協働推進ネットワークの促進と、理事会における計画の進捗管理



民間の協働領域の拡大が図れるよう、自由な議論と交流・協働を行う、プラットフォーム（地域福祉協働推進ネットワーク）を形成し、当計画における新たな活動や課題解決のための提言機能が担えるよう、事務局機能を発揮します。併せて、理事会、評議員会へ情報の集約、提案を行い、二つの推進体制における計画の進捗・評価に取り組みます。

[011 法人運営事業（内）113,000円]

#### 3. 住民主体の活動圏域の形成



##### 圏域の違いによる状況の分析とエリア活動に関する共通理解と活動の促進

三田市では、歴史的および行政施策的な観点から様々な圏域が設定されています。地域の資源や活動が重なり充実する面もあれば、重なりのために力を結集しづらく負担や偏りが生じている場合もあります。さまざまな圏域において情報整理を行い、ふれあい活動推進協議会をはじめとする地域の皆さんとともに、“効果的な力合わせ”が行えるよう住民主体の活動圏域について、市行政とも課題共有しながら議論を継続します。

[※法人内連携・協働事業]

